

京都大学	博士（文学）	氏名	勅使河原 拓也
論文題目	鎌倉幕府の御家人制と地域支配		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本博士論文は、鎌倉幕府の歴史的な位置づけについて、新しい視点を提示することを試みたものである。</p> <p>序章では、先行研究の流れを整理した。まず、①国家論における幕府の位置づけを確認した。現在でも研究の基軸となっているのは、幕府を国家的な軍事・警察を担う（諸国守護を担う）権門とみなす権門体制論と、幕府を京都の王朝国家から独立して東国を基盤とする国家だとする東国国家論である。両論を中心に、公武関係研究、諸国守護にあたっての幕府の軍事力となる御家人制の研究、東国と西国の違い（御家人制・地頭制・守護制、社会構造など）に着目した研究が積み重ねられてきた。以上を踏まえて、幕府の地域支配、特に御家人制について地域支配の実態・偏差（東国と西国の違い）を追うことにより、幕府の国家論的位置づけがより明確になると考えた。次に、現在の鎌倉幕府研究で重視されているのが、②鎌倉幕府成立史研究である。幕府の成立が、歴史の発展の必然ではないことが明らかにされており、特に治承・寿永内乱の現実から幕府の成立を捉える視点が提示された影響が大きい。また、京武者についてなど、内乱以前の武士社会の研究も進展しており、幕府成立期の実態分析が大きく進んでいる。幕府成立のあり方を考えることにより、幕府の権力としての特質を見出すことができるだろう。以上の状況をうけて、本博士論文では、以下の視点から分析を行う。①治承・寿永内乱の政治史分析を行う。幕府が諸国守護権を行使するにいたる過程を考えるため、幕府成立期の朝廷との関係（公武関係）について考察する。また、源頼朝と競合する武士との関係について考察する。頼朝が、源氏一門など院政期武士社会を構成した各地の武士といかに対峙し、その勢力を御家人制に組み込んでいったのか、という問題を考える。②京都大番役に注目する。京都大番役は御家人が担う、諸国守護の象徴とも言える御家人役であり、東国国家論と権門体制論の対立の焦点ともなっている。大番役の実態を考えることにより、御家人制などについて幕府の地域支配の特色も明らかになるとと思われる。これらの諸論点から、鎌倉幕府の御家人制と地域支配の問題を考える。</p> <p>第1章「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成—頼朝上洛に着目して—」では、東国・西国の中間である東海地域をフィールドに、治承・寿永内乱期に源頼朝軍に合流しつつも自立的立場を保った武士（甲斐源氏、美濃・尾張源氏など）が、従来御家人制形成の画期とされてきた内乱後の建久年間（1190～99）にいかにかに編成されたか、また幕府支配下の「東国」がいかにかに形成されたかを考察した。</p>			

そのなかでも特に建久元年の源頼朝上洛に着目した。まず、自立的勢力の内乱期における動向を追った。地域における動向として、遠江を軍事占領した安田義定が養和元年（1181）に、頼朝に遠江在庁の所領没収を認めさせたことを明らかにし、遠江支配の画期となったことを論じた。さらに義定を含む東海地域の勢力は寿永2年（1183）の木曾義仲上洛に加わり、頼朝に先がけて上洛し、内乱後も自立的な立場を維持したと論じた。では、幕府は戦後いかに自己の支配下にこれらの勢力を編成したか。まず奥州合戦後、建久元年（1190）の上洛と同時期に安田義定が国司の地位を遷任され、葦敷重隆らが流罪などの処分を受けたことを述べた。そしてこの際頼朝は、後白河院の密命をうけて上洛途上において自らの手で流罪を執行するなど、彼らの排除に積極的に動いた。最後に、御家人制再編期において彼らの排除がもたらした影響を考察した。建久年間の御家人制再編において注目されてきた建久3年美濃国大番催促は、配流された葦敷重隆の郎従の御家人化と同時並行で進められたものであった。また、建久4年に安田義定も失脚し、かつて頼朝も領有を認めた有力在庁浅羽氏の所領が没収され、義定の遠江国支配は否定された。建久6年の上洛にて頼朝は自らに在庁らに国務などを尋ねており、遠江国への支配を強め、こうして遠江は幕府支配下の「東国」（＝遠江・信濃以東15ヶ国）の一部となっていく。このように建久年間の御家人制再編は内乱期以来の自立的勢力排除を前提として行われていた。その画期となったのが頼朝上洛だが、そうなった理由は2つ考えられる。1つには頼朝が軍事権門としての自己の立場を確立し、朝廷へ接近するのにともないこれらの京武者的武力の解体をはかったため、いま1つは頼朝自らが上洛途上で彼らの本拠である東海地域を通行したためであると考えられる。

補論「伊勢国における荘郷地頭制の受容」では、鎌倉幕府の荘郷地頭制が受容された背景について、荘郷地頭制が定着する端緒となった伊勢国の事例をもとに考察した。従来の研究では、一国平均役が地頭を対象に賦課され、財政調達システムに地頭が組み込まれることにより、地頭が朝廷によって追認されたと論じられてきた。一方で、地頭制の成立において、実際に地頭となる武士の主体性が注目されており、地頭制の定着においてもこの視点は重視すべきであると考えられる。伊勢国においては、文治年間（1185～90）半ばでも一国平均役勤仕への地頭たちのモチベーションは高いものではなかった。では地頭たちが積極的に財政奉仕をするのはいつか。本稿はまず、先行研究において鎌倉方武士による没官措置を通じた地頭職獲得の具体例として取り上げられた文治元～2年の宇佐美祐茂の事例をもとに論じた。祐茂は同時期に官職を求めて成功を行っており、没官措置をてこにした地頭職獲得と朝廷への財政奉仕は並行して行われていたことがうかがえる。官職という具体的な見返りを得ることで、地頭たちは積極的な奉仕をしていた。次に、伊勢国における謀叛人所帯跡地頭職設置の中心人物となった加藤光員について考察した。光員によって設置された地頭は神宮領を

押妨しており、また祭主家司であった光員を祭主が訴えるなど、祭主と光員の関係はあまり良好ではないと先行研究では捉えられているように見える。だが、家司としての活動を具体的に見ると、祭主は齋宮群行などの行事において、光員に前代の平家や伊勢平氏と同様の役割を担わせていた。これは伊勢国における没官領・謀叛人所帶跡地頭職任命を差配していた光員の地位に基づくと見られる。祭主は、荘園領主として光員を登用するとともに、光員もこうした直接の主従関係に基づいて積極的に奉仕を行っていた。以上より、地頭らが積極的に財政奉仕する機会として、見返りや個別的な主従関係に基づくものがあり、朝廷や荘園領主もそれを利用していただけと見られる。荘郷地頭制定の一因においても、武士の主体性を重視すべきであると考えられる。

第2章「奥州合戦をめぐる公武関係―追討宣旨発給問題を中心に―」では、幕府成立期の公武関係について検討した。従来対立的側面が重視されてきた鎌倉時代初期の公武関係は、協調的な側面が重視されてきている。特に近年の動向として、文治年間（1185～90）の半ばから協調的な関係が始まっていたと評価されていることが重要である。本稿では、この期間にあって、公武間の重大な懸案事項であった奥州合戦の問題を取り上げ、当該期の公武関係を捉え直すことを試みる。文治5年（1189）における『吾妻鏡』の記述を見ると、鎌倉幕府（源頼朝）の奥州藤原氏（泰衡）追討の要求に対して追討宣旨を出そうとしない朝廷の態度がうかがえ、ここから国政における頼朝と後白河の対立を重視する論者もいる。だが、京都側の記録（『玉葉』）を参照すると、『吾妻鏡』の記述には疑問が生じる。京都側の記録によれば、朝廷（後白河）は文治5年閏4月の時点で、頼朝の要求通り、6月の鶴岡八幡宮五重塔供養を目処に追討宣旨を発給しようとしていた。これをもとに考えると、後世の編纂史料である『吾妻鏡』の記述（および引用文書）は改作の可能性が指摘でき、同書に依拠して奥州合戦期の公武関係を捉えることには慎重にならなければならない。頼朝は文治4年初頭に源義経の奥州潜伏が確実視されたときから、亡母の塔供養後の追討を朝廷に申し入れていた。この塔供養は朝廷と連携して開催した奥州合戦への壮行会とも言えるものであり、頼朝は準備過程において順調に朝廷と足並みを揃えていた。だが、藤原泰衡が源義経を殺害したため、朝廷は追討宣旨発給の約束を撤回した。頼朝の構想は転換を余儀なくされ、塔供養のやり直しとして放生会が実施された。追討宣旨発給の可否は義経の生死にかかっており、公武間の本来的な対立関係によるものではない。以上の過程から、従来のように公武の関係を対立的に捉えられるかは疑問であり、奥州合戦の過程からも公武間の関係が協調的になってきていることがうかがえる。

第3章「番役に見る鎌倉幕府の御家人制」では、京都大番役をはじめとする番役の検討から、鎌倉幕府御家人制の地域差・時代による変化について考察した。まず、地域ごとの違いについて。京都大番役については、以前から守護による大番催促は西国的であり、東国では一族単位の大番役勤仕も行われるとされていた。しかし従来、例

外的に東国において守護による大番催促がなされたと理解されていた事例（上野・上総など）を再検討すると、これは守護ではなく「番頭」としての催促であると考えられる。一国ごとに置かれた軍事指揮官である守護と違い、番頭は各勤仕期間（「番」）の代表者である。また、個人が任じられる守護とは違い、御家人役賦課単位「某跡」で表されるなど、惣領制的単位かつ大番役（御家人役）の被賦課者という性格を持っており、催促を受ける東国御家人と同じ勤仕者としての立場にあった。ここから、「番頭（東国御家人）—東国御家人・・・臨時的・共同勤仕的性格が濃厚 守護（東国御家人）—西国御家人・・・恒常的・統属関係的性格が濃厚」という東西の大番役の構造を見出した。大番催促における東西差は先行研究が指摘するものよりも大きく、東国御家人と西国御家人の間には大きな格差が存在すると言える。次に、番役と御家人制が時代を追ってどのように変化したのか、という問題について。13世紀半ばに幕府は御家人制を拡大する方針に政策転換するとされる。先行研究では、この見通しは共通理解とはなっておらず、その契機も不明確であった。本稿では、この御家人制拡大を、宮騒動（1246）・宝治合戦（1247）といった政変・武力衝突にともなう勤仕者の不足により、番役（京都大番役・御所中奉公）を勤仕する御家人を確保するための政策であったと位置づけた。このなかで、治承・寿永内乱期に源義経から文書を受給した武士も御家人として番役を勤仕することを求めてきた。これに対する幕府の対応如何によっては、先述したような東国・西国御家人間の格差（東国御家人は守護による大番催促を受けず幕府からの下文を受給し、一方西国御家人は守護のもとで大番役等を勤仕することで御家人身分を保つ）が解消される可能性もあった。だが幕府はこれを認めず、建久3年（1192）以降行われた下文更改以来の東西御家人間の格差は温存された。その後、蒙古襲来にともなう弘安徳政においても御家人制が拡大する可能性が生じており、これも番役（異国警固番役）に動員する軍事力確保という同様の視点で捉えることが可能である。しかしこれも霜月騒動により挫折することになった。

第4章「鎌倉幕府成立期の京都大番役と守護制度」では、第3章での成果を踏まえて鎌倉幕府成立にともなう京都大番役・守護制度の展開について考察した。先行研究では、幕府成立以前にも国衙守護人が一国ごとの大番催促を行っていたという理解がされていた。一方、近年の研究では、幕府成立以前に一国単位の動員が行われたことに否定的な見解が提出されている。これは、幕府成立以前に守護のような一国単位の軍事指揮官の存在が想定しにくいためである。だが、この見解は東国・西国といった地域偏差が考慮されていない点に疑問がある。第3章の成果から、鎌倉時代においても、東国では守護を介さず一国単位の大番催促が行われていたことが分かる。ここから、幕府成立以前にも守護がおらずとも一国単位の動員が行われていた可能性があることを論じた。東国における京都大番役については、幕府の成立以前と以後とで段階

差は想定しづらい。では、東国では幕府成立にともなってどのような制度が成立したか。著名な『吾妻鏡』承元3年（1209）の記事は千葉氏・三浦氏・小山氏ら有力東国御家人が東国の「守護」に補任されたことが述べられており、先行研究ではここから東国における守護制度の確立、あるいはこれら東国の有力在庁や国奉行と西国の守護との違いが論じられてきた。本稿は、こうした有力在庁などの地位は1人の人間が担う「一身定役」である点において西国守護と共通するが、彼らの職権はあくまで「検断」（＝謀叛・殺害人追捕）であり、大番催促（＝御家人統率）の権限は持っていなかった、と考えた。彼らは東国では一族単位で担う「番頭」として大番催促を行ったと思われる。大番催促の権限を持ち、大犯三箇条の職権を完備する守護は西国において成立した。最後に、西国における守護による大番催促の成立を論じた。先行研究でも大番催促の成立の段階差を示すものとして重視されてきた文治3年（1187）の摂津国の大番催促、建久3年（1192）の美濃国の大番催促を検討し、この間に御家人のみを動員する大番催促のあり方が確立したことをあらためて確認した。それとともに、第1章の成果も踏まえ、これらの京都大番役の賦課が摂津の多田行綱・美濃の葦敷重隆といった、内乱期にその国の惣追捕使も務めるなどしていた、従来の京武者の没落にともない行われていたことを指摘した。これら院政期の京武者的存在にかかわって西国御家人を統率する存在として守護が設置されていったと考える。そして京都大番役はこれら京武者の勢力を鎌倉幕府御家人制のもとに編成していく際の媒介となった。以上の東国と西国の「守護」のあり方が分化していく画期として、本稿は建久3年を重視した。

終章では、本博士論文のまとめを行い、今後の展望を示した。①幕府の諸国守護権の内実にも東国と西国とで地域差がある。御家人制における守護の介在の有無という視点から、社会構造との関連も想定でき、公権との関わりから国家論の見直しにもつながり得る。②鎌倉幕府の御家人制の起源は治承・寿永内乱期にあるが、西国御家人制形成の中心となったのが源義経である。その影響は13世紀半ばにまで及んでおり、義経が西国御家人制を考えるキーパーソンとなる。③守護を介した軍事動員と、それ以外の動員という視点からは室町幕府軍制研究への接続をはかることも可能である。以上の展望を提示した。

(論文審査の結果の要旨)

鎌倉幕府をめぐる考察は、日本中世史研究の中心的課題のひとつである。そのなかでも、幕府の成立過程、御家人制、守護による全国支配、公武関係などが核たる研究テーマで、膨大な研究が蓄積されてきた。研究はひとつとおりやり尽くされた感があり、新たな論点を提示するのは難しい研究分野だといってよい。そのようななか、本論文は研究史の中心的課題を取り扱う。つまり、御家人制の実態解明を通して、幕府による地域支配の特質を明らかにし、幕府の国政上の位置づけを論じようとするのが本論文である。そびえ立つ研究史と真摯に向き合い、それらを的確に把握した上で、実証を積み重ね、論点を熟考するという着実な手法に基づき、新たな鎌倉幕府像を提示しようとする意欲的な研究である。全体は4章からなり、序章と終章、補論1章が付されている。

本論文は、治承・寿永の内乱、奥州合戦という戦時を経て、平時へと至る時代の推移にしたがって、各段階における御家人制を中心とする幕府支配の実態解明を進めるとともに、朝廷との関係をも視野に入れ、支配体制確立の歴史過程を考察するものである。なかでも、大番役などの番役編成を分析して、東国と西国の御家人編成の差異を明示することにより、全国一律の守護制度の存在を前提とする通説的理解を打ち破り、幕府の守護制度や地域支配そのものに再考を迫る主張は刮目に値する。

以下、本論文の構成にそって、その主張点と研究史上の意義を簡潔に述べる。

鎌倉幕府の国政史上の位置づけや幕府成立史に関する研究状況をまとめた序章に続く第1章では、治承・寿永の内乱後の東海地域における幕府支配体制の確立について検討する。東海地域には、安田義定のように源頼朝軍に合流しつつも自立的立場を保った源氏一門が存在し、内乱終結後、彼らの処遇が政治課題となった。頼朝は、建久元年(1190)の上洛にともない、後白河院の力も利用しながら、彼らの排除をすすめ、建久年間(1190～99)を通して東海地域の支配秩序を確立させたとし、その過程を具体的に論じる。遠江の浅羽宗信、美濃の葦敷重隆など先行研究で未検討の事例を分析することで、東海地域における平時への移行を豊かに描いた点に本章の意義がある。なお、本章には補論が付き、伊勢国における荘郷地頭制の変容を具体的に考察する。

第2章は、奥州合戦をめぐる公武関係に関して、特に頼朝の要求にも関わらず、朝廷が奥州藤原氏の追討宣旨を発給しなかった事実を取りあげ、検討する。『吾妻鏡』では、頼朝と後白河院の対立関係を想起させる記述になっており、先行研究でもそのように理解されてきた。それに対して、当時の公家日記により、朝廷が追討宣旨発給の準備を進めていた事実を指摘し、奥州出陣直前に源義経が殺害されたため、朝廷は宣旨発給を撤回したとして、協調的な公武関係が維持されていた点を強調する。鎌倉幕府政治史は従来『吾妻鏡』を軸に叙述されてきたが、後世の編纂史料たる『吾妻鏡』ではなく、当時の一次史料に基づき、事実を再構成する姿勢が評価できる。

本論文の核たる第3章では、京都大番役をはじめとする番役の勤仕形態を検討対象として、鎌倉幕府御家人制の地域による差異や時代による変化を考察する。守護と

は、一国ごとに置かれた軍事指揮官で、大番催促を通して、任国内の御家人を統率したとされる。しかしながら、従来、東国において守護による大番催促と理解されてきた事例を再検討すると、番役を催促する者は守護ではなく、「番頭」と評価すべきだと主張する。つまり、「番頭」は催促を受ける御家人と同じく番役を勤仕し、その勤仕集団の代表者たる立場にある。「番頭」は対等な集団のなかの第一人者といえ、西国の守護とは性格を大きく異にするのである。そして、東国においては守護制度そのものが発展しなかったとし、御家人統率における東国と西国の差異を指摘する。すなわち、東国では、番頭と御家人との関係は共同勤仕的性格が濃厚であるのに対して、西国では、東国から派遣された守護が西国御家人を統属させる形をとっていたと述べる。先行研究でも、鎌倉幕府による東国と西国の支配形態の差異は論じられてきたが、本論文の考察により、その相違は想定以上に大きいことが明らかになり、研究史を大きく前進させるものといえる。

第3章の成果を踏まえて、第4章では、幕府成立にともなう京都大番役と守護制度の展開について論じる。大犯三箇条といわれる検断権（謀叛・殺害人追捕）と大番催促（御家人統率）の権限を持つ守護は西国においてみられるもので、従来、東国の「守護」とされてきた有力在庁や国奉行は、検断権は有するものの、御家人を統率した明確な事例はないという。そして、かかる支配秩序の差異は幕府成立の過程に起因すると指摘する。つまり、東国では有力在庁がその地位を継承したのに対し、西国では国の惣追捕使を勤めていた京武者の没落にともない、御家人統率を目的に東国武士が西国に派遣されて守護となっており、かかる成立形態の違いが幕府による全国支配の差異を生んだとする。東国と西国の支配形態の相違を、幕府成立の歴史に遡り位置づけた点が、本章の意義である。

本論文の概要とその意義を述べたが、本論文の学問的価値は次の二点に集約される。まず、これまで検討されてこなかった事実を掘り起こし、詳細な実証を加えたことである。第二に、研究史の詳細な整理を踏まえて、新たな枠組の構築を目指す点である。両者が調和した第3・4章は、鎌倉幕府研究を大きく前進させるものと評価できる。ただし、問題がないわけではない。地域支配の特質を論じる上で、畿内近国や九州諸国など各地域の特徴を考慮せねばならず、「東国」「西国」という大まかな分類をより精緻化することが求められる。実証の精緻化とともに、既存の研究史を超えるより体系的な論理の構築も必要となる。ただ、こうした点は論者も十分に自覚しており、今後の努力によって一層豊穡な歴史像を生み出すことは間違いなからう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年10月31日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。